

増える林野の火災

★ タバコ・焚火・火入れが原因の八〇%



県内に
広大な面
積を占め
る森林と
原野は、
毎年火災
が絶えず
その件数
も、ここ
六十七年
間はウナ
ギのぼり
に増え、

今年度は六月末においてさき、六二件、
損害額約八五三万円にもほつていて、
やがて晩秋から初冬にかけて、原野の
火入れが行われるが、これがまた、火
災の大きな原因となつているので、関
係者の十分な注意が望まれている。
火入れと共に多いのがタバコの火と焚火
今年に入つて、これら三つが原因となる
ものは総件数六二のうち五一件、金額に
して約八〇%の六二七万円というからひ
どい。これから空気が乾燥してくるので
互いに十分な注意が肝要である。

林野火災の防除よびかけ

熊本県林野火災防除協議会が誕生
増加する本県の林野火災を防ごうと県
民に呼びかけ、関係官公署団体の連絡調
整を行うため、別表の人々が発起人とな

つて去る十月二十一日熊本県林野火災防
除協議会が誕生した。
この協議会は県庁内に事務所をおき、
構成メンバーは、県、県警、教育庁、宮
林局その他関係官庁の関係者、市長会及
び町村会の関係者、関係団体の長、その
他学識経験者で、会長には熊本県町村会
々長、副会長に県農地林務部長、宮林局
総務部長及び森林組合連合会々長が決定
し、顧問に知事、宮林局長、県議会議長
が推された。
今後は本県の林野火災の発生原因から
見て

① 一般に対する啓蒙宣伝の強化
② 火入許可権を有する市町村長の行政措
置に対する積極的な協力要請
③ 関係各機関の行う林野火災防除事業の
連絡調整
の三つに重点をおき、特に啓蒙宣伝につ
いては、各種広報機関の利用と関係各方
面への陳情、例えば林野庁に対して、現
在全額国庫補助で阿蘇郡、菊池郡、上益
城郡に配置されている総数九名の林野監
視員の増員方を陳情するなど強力な活動
を開始することになった。
(熊本県林野火災防除協議会
発起人)
県町村会々長、宮林局長、宮林局長、宮林局長、
組合連合会々長、熊本県観光連盟会長、
県消防協会々長、県警本部警務部長、県
農地林務部長

暴力あれこれ

★ 表面は会社の看板、なかみは暴力の巢

現在県下でリストに挙げられている暴
力団の数は七〇団体(一、三〇〇名)。
これらの暴力団は、今後取締りの網をく
ぐるため、ますます知的になつてゆく
ことが予想される。

例えば、本質的には博徒、テキ屋、ぐ
れん隊であつても、表の看板は〇〇商
会社、〇〇興業社或は土建請負業、不動
産売買業などと称し、企業会社のような
形態を装つて経済界に喰込み、有形無形
の暴力を振う悪ラツなやり方である。

今までに検挙された実例では、他人の
民事、刑事事件に介入して金品を恐喝し
たり、債権の取立てにからんで、不法逮
捕、監禁、サギ、横領、恐喝する。或は
パーティー券やプロレスなどに名をかり、
金品をサギ、恐喝または強制したり、い
かがわしい映画やショーを観せた後、暴
力的に金品をマキあげる。或は又、建築
工事などに関連して、挨拶がなかつたと
云つて恐喝するなどがあつた。

一方、粗暴犯として昨年中に検挙され
た青少年についてみると十八才から二十才
までが最も多く約六五%を占めている。
それらの行為は大半は極めて単純な動
機や原因で衝動的に暴力をふるう例が
多く、又、集団化してきた事も見のがせ
ない。

強化した警察の警戒陣

被害者・目撃者はすぐ警察へ

暴力行為は物盗りと違い、必ず被害者
が犯人を目撃しているため、警察に訴え
出や届出があれば一〇〇%検挙できる。
然し「お礼参り」や自分のメンツを気
にかけて届けない場合が多いので、まず
彼等のをさばらせる原因となつてい
る。

もちろん「お礼参り」事件もないでは
ないが、過去一カ年間の検挙人員二、一
七〇名のうち「お礼参り」は僅か七件で
あり、その内容も極く軽いもの。而も警
察では「お礼参り」の防止策として、被
害者や協力者の保護連絡に万全を期して
おり、巡回連絡はもちろん、重点警ら
し、パトロールを増加し、一方暴力組織
に対しては日夜視察を強化しているの
で「お礼参り」の心配も殆んどないと云
つてよい。何はともあれ、われらの町や村
の平和
を守る
為皆が
団結し
なけれ
ばなら
ない。



養蚕



これまでと
これから

県ではこのたび「養蚕白書」とも云う
べき「熊本県における蚕糸業の現況と振
興計画」を発表したので、ここにそのア
ウト・ラインを紹介しよう。

☆ 養蚕盛衰の流れ

繭の生産量は、昭和十四年の三〇〇万
貫を頂点として漸次下降し、二十二年に
は遂に四八万貫の最低量に達した。然し
その後経済と経営の安定に伴い再び上昇
し、二十七年から八〇〇九〇万貫の線を
上下している。

養蚕戸数も昭和四年の最盛期は農家戸
数の約五〇%の七万戸であつたものが、
現在では一五%の二万一千戸にすぎない
状態である。この事が桑園面積四七%、取
量七〇%減少という結果となつた。

ところで、取引量の面では県内養蚕部
を二つのグループに分ける事ができる。
即ち玉名、鹿本、菊池、上益城、下益城
球磨のグループと、熊本、阿蘇、宇土、八
代、昔北、天草のグループである。現在

前のグループが最盛時の二七・四三%の
取引量を維持しているのに反し、後者は
四・一九%というひどい減少である。

そして、桑園は優良畑から不良畑へ
と移されており、これはまた、産繭減少
の割合がひどい地帯著しい様である。
こうして、本県の蚕糸業は従前はそれ
相当の実績を挙げたのであるが、戦時・
戦後を通じて養蚕戸数、桑園面積は減少
し、現在ではもはや頭打ちの状況である
事は否定できない。

然しながら、養蚕業の発展は農家さえ
その気になれば決して困難な事ではな
い。繭の値段は「繭糸価格安定法」によ
つて価格維持が保障され、更にその商品
化率は一〇〇%であり、その他色々の
産物よりも有利な点が多々あるので、今
後はこれまでの姿でなく養蚕体系の型を
変えて今の営農にとり入れたならば、本
県の養蚕業の興隆はあきらみかであり、農
家の経済的發展に望み多い進路を与える
であらう。

☆ 進歩を阻む

養蚕農家の保守性

今日の養蚕農家では桑園面積にせよ飼
育量にせよ、営農の枠内に永い間都合よ
くマッチされており、その中の何か一つ
変化させても経営全体のバランスが破れ
易い仕組になつていっている。これが戦後の苦
境においても、養蚕業を維持存続させた
源泉でもあるが、反面①経営改善や新技
術の導入に積極的でなく②「出来たし
たい養蚕」の考え方が強く、又あなたま
かせて技術員に頼りすぎるという様な現
状になつたものと思われる。

そこで、共同飼育とか、病虫害の共同
防除或は回転飼育の導入などの様な、資金
を必要とするが労力の軽減となるもの
はよく実行に移されるが、経営がふくら
み他の部門に影響する桑園面積の拡大、
新改植、施肥量の増大による経営のふく
らみ等はなかなか計画どおりに進まな
い。こういう面について、養蚕農家は深
い反省を必要とするのではなからうか。

☆ 反当収入は

養蚕農家が多い

農協の預金、貸付、預金残等の面から、
養蚕村と非養蚕村とを鹿本郡について比
較してみると、次の様な点が明らかにさ
れた。即ち
① 養蚕地帯の農協の預金は、しない地帯
のそれより三二%も多い。

- ② 養蚕地帯の養蚕による預金は、総預金
額の二〇〜三〇%。
- ③ 農家一戸当りの預金も、養蚕地帯の方
が一五%多い。
- ④ 養蚕地帯の一戸当りの貸付金がしない
地帯より一四%も少ないのは、養蚕によ
る現金収入のよきである。
- 又、個々の農家について較べてみると
① 反当粗収入は普通農家三万円、養蚕農
家三万五千円で一三%高い。
- ② 反当経営費は養蚕農家が二%高いが
反当粗収入から諸経費を引いた収益は
養蚕農家が一〇%高い。

もうお済みですか？

個人事業税 第2期分

納期は 11月30日 まで

☆☆☆

お近くの郵便局、肥後銀行、県事務所の
窓口へ早目にお納め願います。